

サンレジデンス湘南居宅介護サービス運営規程
(指定短期入所生活介護)

サンレジデンス湘南居宅介護サービス運営規程 指定短期入所生活介護

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵伸会が開設するサンレジデンス湘南居宅介護サービス（以下「居宅介護サービス」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護サービスの短期入所生活介護従業者が、介護保険法（以下「法」という。）第7条第13項の規定に基づき、居宅要介護者等（要介護者又は要支援者であって居宅において介護を受けるもの）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護サービスの短期入所生活介護従業者（以下「従業者」という。）は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 居宅介護サービスは、事業を運営するに当たっては、常に地域福祉の向上に配慮し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 居宅介護サービスの従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンレジデンス湘南居宅介護サービス
- (2) 所在地 平塚市田村二丁目11番5号（特別養護老人ホーム サンレジデンス湘南）

(従業者の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 3名（非常勤職員3名）
入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2名（常勤職員2名）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 介護職員 69名（常勤換算36.4名）
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 9名（常勤換算5.1名）
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 2名（常勤換算2名）
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 2名（常勤換算1.5名）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 2名（常勤換算2名）
施設サービス計画の作成等を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の指定短期入所生活介護に係る利用定員は次の通りとする。

- (1) 併設利用時は、定員 14 名とする。
- (2) 空床利用時は、特別養護老人ホームの定員 86 名以内とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定短期入所生活介護の提供をするに当たってのサービスの内容は、法第 7 条第 13 項及び指定短期入所生活介護運営基準第 9 章第 4 節の「運営に関する基準」に準拠して、おおむね次のとおりとし、短期入所生活介護計画等を踏まえたなかで、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切なサービスを提供するものとする。

- (1)利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭を行うものとする。
- (2)利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
- (3)利用者について、おむつを使用せざるを得ないときは、おむつを適切に取り替えるものとする。
- (4)全各号に定めるもののほか、利用者に対して、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- (5)利用者の食事は、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるとともに、利用者の心身の状況に応じて適切な食事の介護を行うものとする。
- (6)利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

2 指定短期入所生活介護の提供をするに当たって、第 8 条に定める通常の送迎の実施地域のなかでその心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者については、その利用者の居宅と当事業所の間を送迎するものとする。

(指定短期入所生活介護の利用料)

第 7 条 指定短期入所生活介護を提供した場合の指定短期入所生活介護に要した利用料の額は、法第 41 条第 4 項に基づく居宅介護サービス費又は法第 53 条第 2 項の規定に基づく居宅支援サービス費とし、その利用料(費用)の額は、厚生大臣が定める居宅介護サービス費用基準額(厚生大臣の定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準)による併設型短期入所生活介護費の所定単位数によるものとする。

2 前項の場合において、居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費を、法第 41 条第 6 項又は法第 53 条第 4 項の規定に基づき、保険者から利用者に代わり居宅サービス事業者を支払われる法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合の額とする。

(指定短期入所生活介護に伴うその他の費用)

第 8 条 指定短期入所生活介護運営基準第 127 条第 3 項の規定に基づき、指定短期入所生活介護のサービスの提供に当たって、次の各号に定める費用の額を受けるものとし、この場合、あらかじめサービス内容及び費用について利用者又はその家族に説明するとともに同意を得るものとする。

- (1)送迎に要する費用として、次条に定める通常の送迎の実施地域のなかで、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算するものとする。
- (2)食費 食事の提供に伴う調理費用、食材料費
- (3)居住費 居住費用(水光熱費含む)
- (4)理美容代 実費

(5) 指定短期入所生活介護のなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の実費

(通常の送迎の実施地域)

第 9 条 前条第 2 号に係る利用者の送迎を行う通常の実施地域は、次のとおりです。

平塚市・茅ヶ崎市・厚木市・藤沢市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 10 条 指定短期入所生活介護の提供の本質は、指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の基本方針と同様に、施設処遇の基本的な課題である、利用者の心身の安定を確保することであり、施設サイドにおいてははいわゆるケースワーク援助の原則を踏まえて、利用者が施設における日常生活に必要な基本的なルールに沿っていただくなかで、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮したサービスの提供を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の身体の状態に急変を生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に連絡し、その状態に応じて協力医療機関への連絡を行うなど、適切かつ必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 居宅介護サービスは、非常災害に関する具体的計画として、消防法施行規則第 3 条の規定に基づく消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定するとともに非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行い、非常災害の対策の万全を期するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年 1 回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年 1 回以上実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第 14 条 居宅介護サービスは、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また必要な業務体制を順次整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 年度で研修計画を立て、随時職員の研修を行う

2 管理者、従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恵伸会と居宅介護サービスの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は平成 14 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
この規定は平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規定は令和 3 年 6 月 28 日から施行する。
この規定は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
この規定は令和 7 年 2 月 1 日から施行する。